

2021年11月25日

長野県知事 阿部 守一 様

長野県議会

改革・創造みらい

代表 小島 康晴

令和4年度予算編成と当面の課題に関する提案書

阿部知事におかれましては、県民生活向上のため日々ご尽力をいただきており、また、新型コロナウイルス感染症に関わる対策や相次ぐ自然災害への対応等に全力で取り組んでいただいていることに敬意を表します。

さて、新型コロナウイルス感染症の「第5波」は様々な取組により乗り越えたものの、2年近くにわたるコロナ禍により経済・社会が停滞・疲弊し、県政運営にも多大な影響を及ぼしています。知事の力強いリーダーシップのもと、「しあわせ信州創造プラン2.0」の総仕上げ、県民起点での学びと自治の推進強化を図り、コロナに負けない長野県づくりを進めなければなりません。

そこで、令和4年度の当初予算編成作業が本格化する時期を迎えるにあたり、「改革・創造みらい」として、会派に寄せられた県民の皆様や市町村・各種団体のご意見やご要望を踏まえ、予算編成と当面の県政課題等について下記のとおり提案いたします。

ご検討の上、積極的に対応されますよう申し入れます。

記

I 新型コロナウイルス感染症に係る対策

1 第5波までに県が行ってきた各種取組、コロナ対策の振り返りを踏まえ、第6波に

備えること。感染急増の状況を迎えても、すべての陽性者が医療にアクセスできる体制の維持に努め、感染急増期において臨時の医療施設を開設し対応できるよう準備を進めること。

また、通常医療に影響が及ばないよう取り組むこと。

- 2 ワクチンの3回目接種を実施する場合は、1・2回目接種実施において発生した市町村格差などを踏まえ、円滑な実施のための体制整備に努めること。
- 3 独立した保健所機能を持つ中核市とは、ワクチン接種の計画実施や感染者情報の公表などで連携や調整を適切に行い、合理的な対策推進を図ること。
- 4 ワクチン接種証明やPCR検査などを組み合わせた陰性証明により、様々な経済活動の再開を促す対応の構築に努めること。同時に、様々な理由で接種できないワクチン未接種者に対し、不利益を被ることのないよう県として対応を図ること。
- 5 感染後のいわゆる後遺症への対応強化を国に強く求め、必要な医療体制を整えるとともに、後遺症により離職を余儀なくされた人への支援に努めること。
- 6 環境保全研究所及び信州大学におけるゲノム解析など、基礎的調査研究を実施すること。
- 7 新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種感染症の対策や指針を県として定め、実行するにあたり、感染症専門の基幹的医療機関である信州医療センターなど、現場における先行的な実績及び現状を十分に踏まえ、取り組むよう努めること。
- 8 コロナ経済対策の実施にあたっては、これまでの取組を多面的に分析し、より実効性の高い施策を検討した上で、県民に十分な周知広報を行って、県民理解を進めるよう努めること。
また、危機に直面する事業者や雇用への総合的な産業支援及び対策プログラムを構築し、困難を抱えた生活困窮者への支援を強化すること。

II 災害への備えについて

- 1 南海トラフ地震や内陸型地震、「100年に一度」と言われる集中豪雨災害等に対し、現実的かつ具体的なハード・ソフト両面からの対策を部局横断的に講じ、市町村とも連携しながら、強い県土づくりと県民が安全・安心に暮らせる気風づくりを推進すること。
加えて、災害ボランティアを統括しその円滑な活動を支援する体制を、県社会福祉協議会との協定に基づき整えること。
- 2 「長野県地域防災計画」に示す風水害・震災・火山災害・原子力災害・その他災害対策編の各災害の特性に基づく対策・対応について、県民や関係市町村・関係機関等が一層緊密に連携し、趣旨の徹底を図るとともに、「危険を感じたらその場から逃げる」ことも想定した発災時の初動、地域コミュニティ等による共助が迅速に図られるよう取り組むこと。
- 3 コロナ禍を踏まえ、圧倒的に不足している災害種別ごとの避難所を確保するため、市町村と連携し積極的に県有施設の避難所指定に取り組むこと。

4 ゲリラ豪雨等の異常気象に伴う水害リスクに対し、国・県が推進する「流域治水」について、2年目となる「長野県流域治水推進計画」の「流す」「留める」「備える」を県民理解のもと着実に取り組むこと。

また、ダムやため池、水田等の容量確保と機能維持のため、堆積土砂の浚渫や沈下流木の除去対策、雨水貯留の取組を推進するとともに、流域治水における遊水地については、優良農地維持の観点から通常時は耕作する地役権方式を基本として整備を促進すること。

併せて、本年8月には岡谷市で土石流災害により尊い人命を失う結果になったことからも、改めて危険地域の見直しと砂防堰堤建設等の対策を積極的に講じること。

III 県政全般について（基本的な施策）

1 予算編成にあたっては、145億円を超える収支差が予想されていることから、選択と集中により真に必要な事業に予算配分し、最終年度となる「しあわせ信州創造プラン2.0」の着実な進捗を図りつつ、コロナ禍による事業遅延への的確な対応も行うとともに、事業改善制度での評価や議会決算審査における指摘事項を十分に反映させること。

また、コロナ禍にあっても県民の声、特に事業の当事者の声を的確に事業改善につなげる仕組みの構築を進め、かつ引き続き予算編成過程の透明化を推進するとともに、一般質問等における議員からの提案への対応状況や、各種計画の目標及び成果と予算の関係を県民に分りやすく示すこと。

2 本年度、コロナ対策関連の専決処分が多数行われているが、専決処分決定から事業実施までの過程及び事業効果の検証結果を議会に報告することで、着実な事業評価につなげること。

3 地方財源の確保と地方交付税制度の堅持、及び特例的な措置である臨時財政対策債の廃止と償還財源確保について、国に強く働きかけること。特に、地方交付税算定にあたっては、条件不利地域など地域の実情に配慮し、地方交付税の財源保障機能が損なわれることがないよう要請すること。また、国庫補助事業において、必ずしも補助率どおりの補助金交付が行われていない現状があるが、補助率どおりの交付がなされるよう国に要請すること。

4 本県の持続的な発展のためには、経済・社会・環境の課題の統合的解決を目指すSDGsなどの世界標準に照らした取組が求められていることから、政策評価にSDG

s の169のターゲットへの達成度を反映させること。また、「誰一人取り残さない」という S D G s の理念を政策に反映させること。

- 5 「しあわせ信州創造プラン2.0」の重点目標のうち、合計特殊出生率や社会増減、県民一人当たりの家計可処分所得など進捗が思わしくない目標については、現状分析を行った上で成果が期待できる施策を重点的に展開し、人口減少・高齢化社会に的確に対応すること。
- 6 コロナ禍にあって厳しい状況が続く雇用情勢や経済実態の改善に向け、非正規労働者対策や中小企業対策等に取り組み、実質賃金の底上げを図るとともに、「ウィズコロナ」「アフターコロナ」を見据え新たな産業の育成や企業誘致等にも努め、県税収入にも好循環をもたらす予算編成とすること。
- 7 「長野県脱炭素社会づくり条例」の制定と国の「2050年カーボンニュートラル宣言」を受け、2050年までの脱炭素社会構築に向けて市町村との連携を進めるとともに、ゼロカーボン戦略の県民周知に努め県民の行動変容を促すこと。
- 8 太陽光発電施設の設置規制区域を設け、地域内での設置にあたっては知事の許可を必要とする条例を制定すること。設置規制区域については、温室効果ガスを吸収する森林資源を健全に維持するため地域森林計画対象民有林及び国有林、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域とすること。
- 9 自然災害の影響緩和と2050ゼロカーボンの実現のために導入したグリーンボンドの活用については、5つの対象プロジェクトごとの充当状況を明らかにするとともに、各プロジェクトの進捗状況を引き続き毎年投資家や県民に示すこと。また、県によるグリーンボンドの発行が、県内のE S G投資に及ぼす効果について随時評価を行うこと。
- 10 「働き方改革」にあたっては、「ワークライフバランスの実現」と「幅広い女性の活躍」に主眼を置いた施策展開を一層推進するとともに、「長野県就業促進・働き方改革基本方針」に基づくアクションプランの推進を図ること。また、県組織におけるアクションプランの達成状況を年度ごとに評価するとともに、県内企業等への周知の状況や取組事例等、進捗に必要な調査を行うこと。

11 徹底した事務事業の見直しや、県行政のDXの加速化による業務の効率化など、新時代の行政経営への質的な転換を図る方針が示され、トータルコストの削減と組織のスリム化が進められると思われるが、コロナ禍で多忙を極める保健所業務や困難を抱える県民に寄り添う支援、県土の維持や産業振興など、専門性を有する職員でなければ対応ができない業務もあり、増やすべき部署には増員するといった弾力的な運用を行うこと。

また、職員の兼務については、本務への影響や残業状況についての調査を行い、必要な対応に努めること。

12 課題となっている20歳代での出生率向上のため、若い世代が安定した生活が営めるよう政策パッケージを組み施策推進を図ること。

13 親の妊娠出産期から子どもの社会的自立まで、切れ目のない支援に努めるとともに、子どもの貧困対策や子育て家庭、社会的養育施設、障がい者への支援等に積極的に取り組み、社会から誰一人取り残すことのない「温かな行政」を実現すること。

14 発達障がい児者の各年代を通じた一貫した支援や、不登校児童・生徒のための「まなびの場」については、相談体制から「支援の輪」づくり、公設民営のフリースクールの設置など官民連結した支援体制の整備を図るとともに、必要な人材の養成・確保に努めること。

15 県が独自に実施した高校生を対象とするヤングケアラー実態調査の結果を精査し、必要な支援が届くよう努めること。

16 同和対策については「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づき、十分な予算措置を講じ対策を推進するとともに、法の趣旨を踏まえ具体的施策推進のための条例制定を検討すること。また、コロナ感染者や医療従事者等への差別も含め、あらゆる差別を許さない人権教育を推進すること。

17 リニア中央新幹線の建設にあたっては、環境影響や残土処理等県民の不安を払拭できるよう、引き続き適切に対応すること。併せて、事故防止に努め、工事の安全が確保されるよう、JR東海に強く要請すること。また、県が主導して、関連道路等の整備やリニアを活用した中南信地域の振興に、引き続き積極的に取り組むこと。

18 条例制定等議員提案を増やすなど議会活動を活発化させるため、議会事務局に法制執務担当の専門家を配置すること。

IV 各部局別施策について（議会常任委員会別）

1 総務企画警察委員会

総 務 部

[施策の方向性]

災害及び新型コロナウイルス対応により、歳出が増加し大幅な財源不足が見込まれると同時に、税収の見込みも不透明であることから、あらゆる策を講じ財源確保を行い、「しあわせ信州創造プラン2.0」を着実に推進すると同時に、県民生活に不安や不満が生じることのないよう取り組むこと。

[個別施策]

- (1) 「長野県DX戦略」を全庁的に推進するため、デジタル人材などの専門人材の登用と活用に積極的に取り組むこと。また福祉職においては、児童虐待の増加に対応するため、児童相談所については、各所3名以上の採用を行うこと。さらに、年度途中であっても柔軟に採用を行うこと。
- (2) 女性の管理職登用については、計画目標である部長級10%、課長級16%の達成に取り組むとともに、中長期の目標値を設定して推進すること。
- (3) 障がい者雇用については、採用と定着の双方に留意するとともに、障がいの程度に沿った活躍の場の確保に努めること。
- (4) 「長野県公文書等の管理に関する条例」の令和4年度本施行を見据え、アーキビストの専門性を活かした特定歴史公文書の適正な保存・管理に努めると同時に、デジタルアーカイブスに対応した「デジタルアーキビスト」についても検討を行うこと。
- (5) 「ファシリティマネジメント基本計画」に基づき、中長期修繕・改修計画を着実に執行するとともに、「公共施設整備基金」の設置を検討すること。また、県立高校など老朽化した施設の維持・修繕のための予算を確保し、今後の計画について施設名を挙げてオープンにすること。特に高校については各通学区で1校以上、計4校以上実施していくこと。

- (6) デジタル分野における職員のスキルアップに努めること。職員に対する講習等を効率的に行うことで、全般的にDXに対応する人材の配置に努めること。また、県税のキャッシュレス支払いを好事例ととらえ、デジタル化における県民の利便性の向上を図ること。

企画振興部

[施策の方向性]

新型コロナウイルス感染症対策及び災害の復旧・復興に取り組む部局や市町村への全面的なサポートに、引き続き努めること。

また「長野県DX戦略～Society5.0時代の新たな信州への道しるべ～」が策定されたことから、長野県全域のDX推進に向け、市町村への支援及び全ての産業への後押しに積極的に取り組むこと。

[個別施策]

- (1) 「地域発 元気づくり支援金」については、感染防止対策等で事業実施を見送ったもの、中止されたもの等の検証を行うと同時に、来年度中に検討委員会を設け、見直しを行うこと。また、アフターコロナの取組を見据え、「地域振興推進費」も含め、市町村や関係団体の意向を重視し拡充を図ること。
- (2) コロナ禍により打撃を受けている公共交通事業者に対し、積極的に支援を行うこと。
鉄道事業に対しては、沿線市町村の負担軽減に努め、広域的観点を視野に施策を展開すること。バス事業に対しては、乗合や貸切等、事業の継続に影響が起きないように、中長期的な施策の構築と支援を行うこと。
- (3) 松本空港の活性化については、運用時間の延長による更なる集客対策に取り組むとともに、誘客促進策を積極的に推進すること。また、コロナ禍により国際化の見通しがつかないことから、国内線を充実させるため、羽田便就航への研究と沖縄便の新規定期便化や、他地域への季節運航便を就航すること。
- (4) 過疎対策については令和3年4月施行の新法に則した施策展開を行うと同時に、引き続き市町村と連携を図りながら過疎地域における個性豊かな地域づくりを推進し、持続的に発展するよう財源措置を含めた支援をすること。

- (5)コロナ禍により、移住を検討する方が増えていることから、信州暮らし推進課と各地の相談窓口や市町村との相互連携をさらに強化すること。また企業移転、テレワークの導入に合わせ、産業労働部と連携した、移住者に対する新たな補助事業を創設すること。
- (6)Society5.0に向けたスマート社会の実装に向け、市町村の経費負担軽減に努めると同時に、市町村とともに先端技術の推進に努めること。また、ドローン技術の進歩に対応する部署を設け、「空の道」の安全な運航と利活用に対応していくこと。
- (7)インターネットを活用し開催する等、新たな取組を加えて展開されている「政策対話」については、若手職員など広く職員が参画して政策形成のスキルアップに活かすとともに、県民の県政への関心を高め多様な意見を聞く機会とすること。

警察本部

[施策の方向性]

予算及び人員の確保や人材の育成に努め、必要な施設・設備を整備し、県民の期待・信頼に応える力強く温かい警察組織を確立し、日本一安全・安心な信州を目指すこと。

[個別施策]

- (1) 県内の山岳遭難については、特に高齢者への対策を強化し、指導や救助体制を引き続き充実すること。
- (2) コロナ禍に便乗した案件も含め、県民文化部等との連携を密にし特殊詐欺被害防止対策を推進するとともに、検挙対策を強化すること。また、被害防止と検挙のための体制の充実を図ること。
- (3) 交通安全指導・教育や歩車分離式信号機・障がい者対応信号機の増設等の交通安全施設整備を更に推進すること。特に、通学・通園路の交通事故防止のための対策を早急に実施すること。また、更新時に運転免許が失効するがないよう、感染防止に努めつつ混雑解消に努めるなど高齢者講習を充実させるとともに、運転免許証の自主返納支援制度の周知を図ること。
- (4) コロナ禍による増加も懸念される児童虐待・DVやストーカー事案に対し、関係機関と連携し対策を強化すること。

- (5) 暴力団関係者によると思われる事件が発生していることから、県民の不安感や恐怖心を払拭するための対策を強化すること。
- (6) 県民の安全・安心に資するため、個々の警察官の職務執行能力の向上と非違事業の防止に努めるとともに、引き続き国に増員を求め、全国でも高い人口負担率の引き下げに努めること。
- (7) 県警本部の独立庁舎化について、検討の方法や内容、スケジュール等を明らかにすること。また、南信運転免許センターを早期に開設すること。
- (8) 自治組織等による要望を踏まえ、防犯カメラの設置の支援に努めること。
- (9) 改正予定の「長野県迷惑行為等防止条例」を活かし、「盗撮行為」や「嫌がらせ行為」を根絶し、県民の安全・安心な暮らしを守るよう努めること。
- (10) 地域の治安情報を積極的に発信し、地域住民の防犯意識を高めるよう取り組むこと。

会 計 局

[施策の方向性]

県民に信頼され、期待に応えられる適正な予算執行を確保するとともに、「長野県の契約に関する条例」の基本理念を踏まえ、契約の適正化や品質の確保などに努めること。

[個別施策]

- (1) 公金の管理や契約事務については、県民の信頼を損なうことのないよう適正に執行すること。特に、補助金等の支出審査については、補助金等が迅速かつ着実に県民に届くよう、執行機関の適時適切な事務処理について徹底を図ること。
- (2) 「契約に関する条例」の制定の趣旨を活かし、元請・下請関係の調査・指導・助言等を公正・厳格に行い建設工事等の品質確保を図るとともに、最低賃金の引き上げに呼応し、清掃業務をはじめ労働者の具体的な待遇改善につながるよう引き続き取り組

むこと。

2 県民文化健康福祉委員会

県民文化部

[施策の方向性]

人口減少に加え少子高齢化が進行する中、人と人との絆や家庭、地域における文化活動及び教育力の低下が指摘されるなど、社会状況は大きく変化している。

このような中、一人ひとりの人権や多様性が尊重され、誰もが社会からその存在と役割を認められ、豊かな文化に触れあいながら自分らしく生き生きと生活でき、「誰にでも居場所と出番」のある社会の実現に向けて取り組むこと。

[個別施策]

- (1) コロナ禍後の文化活動への県民参加を促す施策を推進するとともに、地域文化体験を目的とする本県への来訪者を増やす取組を観光部との連携で進めること。
- (2) 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」及び「長野県子どもの貧困対策推進計画」に基づき、子どもの貧困対策を推進すること。また、児童・生徒の居場所づくりとしての「こども食堂」に取り組むN P O法人等の活動を引き続き支援すること。
児童虐待が増加する中、一時保護所増設の検討や児童相談所における専門職員の更なる増員を図る計画の策定とそれに基づく増員、保健師や警察官O Bの児童相談所への配置を行うとともに、市町村や警察などの関係機関との一層の連携強化に努めること。
- (3) 「長野県男女共同参画社会づくり条例」に基づき、ジェンダー平等の視点に立った施策の推進に努めること。また、県の各種審議会等における女性比率の引き上げを図ること。
- (4) 「長野県社会的養育推進計画」に基づき、子どもの最善の利益の実現に向けた取組を市町村及び児童養護施設等関係機関と連携して推進し、必要に応じて財政支援を行うこと。加えて、支援体制強化のための専門人材の養成・確保に努めること。
- (5) 選択的夫婦別姓の実現に向けて、民法の改正を国に対して要請すること。

- (6) ネット上の差別事象のモニタリングを行い、適切な対応につなげること。
- (7) L G B T等に対する理解を深める取組を、市町村と連携して推進すること。
- (8) 消費生活に関するトラブルや相談事案が多様になり、経済活動や市場が複雑化する中、県警との連携を図り、県民の財産を保全し安全で安心な消費社会実現のために専門的な人材の確保や取組の強化を図ること。
「エシカル消費」推進については、若年層や子育て中の女性を中心の取組から全世代への周知、日常における実践に資するものとなるよう、プラスチックスマート運動との連携など環境への配慮も含め施策展開を図ること。
- (9) 安全な自転車活用をより推進するために、条例や計画に基づいた施策展開をより徹底し、交通政策や健康づくりなど、裾野を広くした取組強化を図ること。
- (10) 少子化による就学人口の減少や感染症拡大による授業への影響などに配慮した、私立学校への経営支援や保護者の教育費負担を軽減する措置を講じること。

健康福祉部

[施策の方向性]

感染症対策により本来の医療提供体制に様々な影響が出ているため、誰もが質の高い医療を適切に受けられることにより県民の健康増進が図られるよう、施策推進に努めること。

暮らしにおいても格差が広がり社会不安も増大していることから、支援を必要とする県民に対し、適切で温かみのあるサービスが提供される社会環境の整備とセーフティネットの構築を促進し、安全・安心と暮らしやすさを実感できる施策を実現すること。

[個別施策] (医療・公衆衛生)

- (1) 「地域医療構想」の撤回を強く国に求めること。
- (2) 切れ目のない保健医療施策の推進のため、県が上位計画と位置付ける「第2期信州

「保健医療総合計画」については、感染症対策を踏まえた改訂を行うこと。また、病院、診療所のほか検査機関も含め、規模や地域性を考慮した外来医療機能の向上を計画の柱として位置付けること。さらに、計画の執行にあたっては十分な予算確保に努めること。

(3) 医療人材の偏在や不足がこれまで以上に懸念、指摘されることから、医療分野における各種レベルの専門人材の確保、配置、養成には、中長期的視点を持って取り組むこと。特に薬剤師の養成機関設置のための誘致活動を積極的に行うとともに、国が新設する「薬剤師修学資金貸与事業」を活用し県内での就業を目指す薬学生等の支援強化にも努めること。

(4) 生活習慣病予防をはじめとする未病対策を強化するために、特定健診結果のデータ分析から健康課題の「見える化」の促進で市町村の保健事業を支援すること。

がん検診率の向上を引き続き図るとともに、生活習慣病や各種疾病の発見を見落とすことのない体制への支援を図ること。

(5) 感染症拡大による社会生活上の自粛や待機など、生活様式が大きな変化を余儀なくされ、自殺者の増加やストレスを抱え精神的負担も高まっていることから、メンタルヘルスの向上及び精神疾患の早期発見と早期治療の医療体制を拡充すること。また、「子どもの自殺ゼロ」の目標達成のために他部局との連携を一層強化し取組を推進すること。

県精神保健福祉センターをはじめ、公共的な機関の相談窓口における専門的な人材の更なる配置や専門性を高める研修、人材養成・育成に努め、依存症や認知症等への対応強化に務めること。

「発達障がい診療体制整備事業」については、全県で格差なく診療が受けられるよう、一層の体制整備に引き続き努めること。

(6) 母子保健計画は、妊娠期から出産、産後の周産期医療体制の充実を図るため、現状の課題を詳細に分析し、感染症への対策も講じ、安全・安心の次世代育成につなげること。とりわけ、産後うつは大きな課題であることから、具体的な対策の検討と実行によって、出産・育児の環境を整えること。

(7) 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が本年9月に施行されたことから、都道府県の責務である「医療的ケア児支援センター」を早期に設置するなど、積極的な支援に努めること。また、県が率先した支援を行って、圧倒的に不足している一時的預かり施設の増設を図り、保護者支援に努めること。

- (8) 「長野県歯科口腔保健推進条例」の改正を踏まえ、歯科・口腔ケア充実のため、市町村と連携し、歯科保健の更なる充実を図ること。
- (9) 「国民健康保険料（税）」は市町村によって大きな差が生じているが、決算後十分な検証を行い安定した運営に努めるとともに、財政基盤の充実を国に強く求めること。
- (10) 公共性の高い医療機関の建て替えについては、実態に即した地域医療が円滑に確保、推進され、圏域における役割を果たせるよう、県としての財政的な支援と整備への助言を積極的に行うこと。
- (11) 県のマスタープラン「第2期信州保健医療総合計画」が標榜する、「～『健康長寿』世界一を目指して～」を達成するための健康増進施策は、「信州ACE（エース）プロジェクト」に代表される県民参加の健康づくりを柱に、きめ細やかな取組となるよう市町村とも密に連携し、地域性に配慮しながら引き続き実施すること。また、次期計画の策定に向け健康増進施策の効果検証を行うこと。
- (12) 食における格差が広がりつつあることから、市町村はもとより、栄養士や食生活改善推進員、また、飲食店や食材を提供する関係団体等と一緒に、健康に配慮した食の提供体制整備の推進を図ること。
- (13) 現在、災害訓練の実施率が低くなっていることなどから、10医療圏ごとの地域災害医療活動マニュアルと市町村等の防災計画やマニュアル等との整合を図るための見直しを進め、災害現場で力を発揮される体制づくりに努めること。
- (14) 総合リハビリテーションセンターの今後のあり方については、県内はもとより、全国的にも高水準のリハビリ機能を強化するための検討を早急に進めること。

[個別施策] (福祉)

- (1) 介護保険料の県平均は現在の第8期まで一貫して上昇が続いているおり、市町村の保険財政が悪化する懸念も強く、必要に応じて財政安定化基金からの資金貸付または交付を行うとともに、財政基盤の充実を国に強く求めること。
- また、介護度を上げない取組を充実させることで、持続可能な制度となるよう国に提

言を行うこと。

- (2) 市町村における地域包括支援ケアシステムの運用状況と現状の課題を把握し、必要な支援を行うこと。
- (3) 介護職員の処遇改善を進めるため、「長野県版キャリアパス・モデル」の「モデル給与規程・給与表」の普及を確実に行うこと。「介護予防・日常生活支援総合事業」は、介護の専門職によるサービス提供体制を構築し、市町村間の格差が生じないよう支援すること。
- (4) 本年度中の策定が進められている「長野県障がい者共生社会づくり条例（仮称）」については、策定後の条例運用の実効性を高めるため、県民への周知や理解を広げるよう努めること。また、障がい者一人ひとりの能力や適性を生かし、地域で就労できる環境づくりに向けてマッチング強化に引き続き努めること。
- (5) 「長野県手話言語条例」に基づく、手話の普及と手話を学ぶ機会の確保に努めること。
また、手話通訳士派遣制度の活用を図るとともに、手話通訳士の増員と処遇の改善にも努めること。
- (6) 最後のセーフティーネットである生活保護が、その機能を十分に発揮できるよう19市と連携を図りつつ、必要とする県民にもれなく支援が届くよう努めること。
- (7) 「生活困窮者自立支援法」に基づく事業について、国に対して十分な財政措置を強く求めるとともに、貧困の連鎖を断ち切るため、任意事業に積極的に取り組み、必要な人材育成、N P O等との連携あるいは市事業との連携強化のための予算措置を講じること。
また、「まいさぽ」での相談支援については、4か所、4人が配置されている伴走コーディネーターのスキルアップを図るとともに、令和5年度からの増員に向けて人材の養成・確保に着手し、積極的にアウトリーチを行う体制の整備を町村との連携強化も含め推進すること。
- (8) 本年度から国の「重層的支援体制事業」により、市町村がひきこもりについての相

談支援体制整備を行うことになったが、市町村により取組に温度差があり、住民にも十分に伝えられていない状況があるため、市町村への支援を行うこと。

- (9) 「成年後見制度利用促進法」に基づく基本計画により、市町村における基本計画の策定や審議会等の設置が求められており、都道府県には市町村支援や家庭裁判所、専門職団体との連携調整が求められている。しかし、市町村により取組に温度差があることから、県が県社協等と連携し、複数の市町村が広域で取り組むための中核機関設置等への支援を行うこと。

3 産業観光企業委員会

産業労働部

[施策の方向性]

長野県の現状の産業構造を産業中分類別に分析・評価し、アフターコロナの将来あるべき産業構造を示し、起業支援や構造転換等の誘導策、それらを支える人材育成を図り、「日本一働きやすい長野県」を目指すこと。

併せて、県内企業の99%を占める中小企業に対し、「長野県中小企業振興条例」の趣旨を踏まえ、中小製造業や商店街の維持・振興に向けた中期・長期の経済・雇用対策の具体化を図ると同時に、コロナ禍により多様化した働き方を県内企業も取り入れ、対応できるよう取り組むこと。また、災害の復旧・復興期、コロナ禍にあることから、産業政策と労働政策それぞれの分野において、国の制度の活用と併せて県も必要な予算を確保し、対策を講じること。

[個別施策]

- (1) 自然災害や新型コロナウイルス感染症拡大により、県内中小企業・小規模事業者の経営が厳しい状況に直面していることから、企業を地域で支える商工会、商工会議所及び長野県中小企業団体中央会による支援強化のため、「小規模事業経営支援事業」や「中小企業連携組織支援事業」の維持及び拡充を図ること。
- (2) 「長野県脱炭素社会づくり条例(ゼロカーボン条例)」を推進するため、SDGsの取組を実践し、ESG評価の高い事業に取り組む企業への助成措置を設けること。

- (3) 「産業の生産性が高い県づくり」に向け「長野県産業イノベーション推進本部」の機能を強化し、DX戦略の加速化を図り第4次産業革命の動きを見据えた未来志向の産業政策を推進すること。
- (4) コロナ禍等により、大都市からの県内移住が増加しているが、企画振興部と連携して、テレワークに対応できる通信環境の整備や宿泊施設の空室等を活用するとともに、テレワーク施設整備に対する補助制度を新設し、定住人口や二地域居住の増加に努めること。
また、県内移住の窓口として銀座NAGANOや大阪・名古屋事務所における対応を強化するとともに、市町村と連携して移住サイトやお試し居住の充実を図ること。
- (5) 医療資材のみならず、過度に海外に依存したサプライチェーン(供給網)を見直し、必須物資については、国内での生産体制の構築と必要量の備蓄の制度化を国に働きかけるとともに、県内においても必須物資の国内サプライチェーンの一翼を担うよう、産業育成に努め、一定量の備蓄を行うこと。
また、ガソリンスタンド・LPガス充填所等地域の生活インフラの維持に向けて、国に制度化を働きかけること。
- (6) 開業率が全国でも低いことを踏まえ、開業に対する支援策が講じられているが、さらに県内大学等との連携を強化し、新たな技術開発や新業態の研究開発を進め、技術や知見の集積を図り、起業しやすい環境を整えること。併せて、起業に関わる資金援助や技術者等有用人材のコーディネート等を市町村と連携して取り組むこと。
- (7) 企業の「休廃業・解散」が県内で増加している状況を鑑み、円滑な事業承継や引き継ぎが行われるよう、今年開設された「長野県事業承継・引継ぎ支援センター」を活用し推進するとともに、市町村や各種団体と連携を密にし、支援を行うこと。
- (8) 最低賃金の全国一律化と当面時給1,000円以上を目標に、対応する企業に対し国に助成措置の制度化を求めるとともに、県独自の支援施策も検討すること。
併せて、本社や研究機関等の誘致や企業留置に対しても、県の助成措置を講じること。
また、外国人労働者の待遇改善は、受け入れ体制づくりに県・市町村が必要な措置を講じること。
- (9) 「信州の安心なお店」認証制度を十分に活用し、事業者に寄り添った支援と消費者

優遇施策を行うこと。

- (10) 事業者のQRコード決済導入に対し支援を行い、経済対策施策において活用すること。また、各種申請を電子化し、スピードアップを図り、経済界と一体となってDX戦略を進めること。

観光部

[施策の方向性]

新型コロナウイルス感染症の拡大によって大きな打撃を受けた長野県観光の再生を目指し、徹底した感染防止対策を行いつつ、新たな観光資源の発掘など、ウィズコロナ、アフターコロナの状況において攻めの観光行政の転換に努めること。

[個別施策]

- (1) 「信州の観光新時代を拓く 長野県観光戦略2018」や新たに策定した「Afterコロナ時代を見据えた観光振興方針」に基づき、「稼ぐ」観光地域づくりを目指し、「安全・安心な観光地域づくり」「長期滞在型観光の推進」「信州リピーターの獲得」などの観点から、地域経済を支える観光産業に対する施策を具体化し、着実に推進すること。
- (2) 最終年度となる「長野県観光戦略2018」に代わる次期「長野県観光戦略」の策定にあたっては、ウィズコロナ、アフターコロナの観点から5年先を見据えた、従前の発想にとらわれない長期滞在や移住につながる、持続可能なものとなるように努めること。
- (3) 「(一社)長野県観光機構」が長野県観光の牽引役を果たす人材育成に努めるとともに、広域型DMOの更なる形成・確立を推進すること。また、地域振興局は地域の実情を反映させるべく各エリアのDMOと意見交換しつつ、双方で合意形成の促進を図り、地域の進度に応じた支援を行うこと。
- (4) 多発している山岳遭難防止への指導・周知の徹底と、登山計画書の100%届出を目指す施策を更に進めるとともに、活火山に対する警戒対策の周知、外国人・高齢者を含む登山者の安全確保対策に引き続き取り組むこと。また、山小屋の行う安全登山等の公益的な活動への支援を行うこと。
- (5) 「長野県自転車の安全で快適な利用に関する条例」及び「長野県自転車活用推進計画」の趣旨を踏まえ、長野県の魅力を活かしたサイクルツーリズムを推進するとともに、官民連携による誘客の促進を図ること。

(6) 長野県観光を支えるコロナ禍で疲弊した中小の宿泊事業者、観光事業者など観光関連産業への支援を継続的に実施すること。

企 業 局

[施策の方向性]

「2050ゼロカーボン宣言」を受け企業局が行う事業への期待は更に大きくなった。とりわけ二酸化炭素をほとんど出さない水力発電事業は、2050ゼロカーボン達成のために果たす役割は大きい。また近年、多発する自然災害にもしっかり対応した安全・安心かつ安定した水道水の供給体制の構築が重要であり、これらの実現に向け積極的に取り組むこと。

[個別施策]

- (1) 豊かな水資源を有効活用した水力発電によるグリーン電力の安定供給と「信州Green電力」の更なる販売拡大を図ること。
- (2) 再生可能エネルギー供給拡大のため、新規中小水力発電所の開拓を進めること。
- (3) 水道施設の耐震化、老朽化対策の推進と「応急給水ポイント（安心の蛇口）」の整備を進めること。
- (4) 上田長野地域の水道事業の広域化の研究については、当該議会や住民の十分な理解を得て進めること。また、安定的な水資源供給を維持するため、民営化は行わないこと。

4 農政林務委員会

農 政 部

[施策の方向性]

気候変動やコロナ禍により、農業の持つ環境保全機能や食料の安全保障機能が再評価されている。一方で環境や生態系への負荷の低減に向けて、有機農業の拡大等取り組まねばならない課題も明らかになってきている。

ゼロカーボンや「みどりの食料システム戦略」等により、本県農業にも次代につながる確かな農業を確立するための変化と変革が求められているが、県内農業の現況は高齢化、輸入農産物の拡大による価格の低迷、遊休農地の増加など極めて厳しい状況にある。

産業政策としての農業振興策と社会政策としての農山村維持策の両方を展開し、県内農業

生産力の強化と農山村機能の維持を最大の重点目標として、農政部の総力をもって取り組むこと。

【個別施策】

(1) TPP等の国際的貿易協定・気候変動・コロナ禍による影響を分析し、「食と農業農村振興計画」の年度毎の評価により、計画の達成している項目・未達成の項目・達成困難な項目等の精査を行い、次期計画に向けた具体的な考察を行うこと。

その際には、地球温暖化による農業分野への影響と、国の「みどりの食料システム戦略」を踏まえ、次期計画はそれを包含した県版の行動計画とすること。

(2) コメ・園芸・畜産品等コロナ禍における消費の変容、流通の変化により消費が著しく減少した品目に対して、十分留意した施策を展開すること。

とりわけ、インバウンドの消滅により、在庫が大幅に増えているコメについては、消費水準に見合う生産を進めるとともに、コロナ禍を踏まえ主食の安定確保のため、国在庫としての備蓄量の増加や援助米の増枠を国に要請すること。

(3) 収益性と食料自給率の向上を展望した長野県農業を構築するとともに、「おいしい信州ふーど」宣言にあるように、県民が県内で生産される農産物の価値を再認識し、「地消地産」「地産地消」を進める一方、その魅力が全国に発信されるよう取組を進めること。また、アフターコロナに備え県外や国外に販路を拡大させていく、「攻め」のブランド展開を再構築すること。

(4) 「長野県主要農作物及び伝統野菜等の種子に関する条例」を活用し、多様な種子を守るとともに、新品種の開発を行い次代の新品種・新技術開発を担う試験場の機能強化を図ること。

また、種苗法改正に伴い、県農業試験場が育成した登録品種の利用権の許諾については、引き続き県内農業者の負担増とならないようにすること。

(5) 農業法人・集落営農組織や大規模生産者が、生産拡大や一層の省力化・低コスト化を進められるよう、担い手への農地集積・集約化を進めるとともに、農業DX戦略を構築し、ドローン等のICTを活用した農業生産・経営改善への取組を強化すること。また、担い手確保策の強化と、新規就農者の増加に向けた施策展開を更に進めるとともに、農地中間管理機構・農業再生協議会の現状を検証し、機能が十分発揮できるよう、事務の簡素化と、運営等に必要な予算の確保、遊休農地の利活用を含めた農地利用の最適化を促進すること。

- (6) 外国人技能実習生や外国人労働者の受け入れについては、最低賃金の保障等に留意し、共生社会の推進を図るとともに、受入機関の巡回・立入検査等を実施し、人権の擁護にも努めること。また、県間リレーによる通年雇用に対しては、モデル的事業の拡大にも努めること。
- (7) 本県の食肉流通機能が損なわれないよう、当面の対応として、老朽化した県内2施設の補改修を進めること。また、県が設置した関係者による検討会において、将来にわたり県内の食肉処理施設の機能の確保と県産食肉の競争力強化を図るための検討を総合的に行い、方向付けを行うこと。
- (8) 野生イノシシの豚熱の感染拡大が収まらない中、豚熱対策に万全を期すとともに、高病原性鳥インフルエンザ等への対応も含めて、県内生産者に対する防疫対策の指導・支援を行うこと。
- (9) 国の「みどりの食料システム戦略」や化学農薬や化学肥料の使用量の低減、有機農業の栽培面積拡大方針を踏まえ、学校給食への有機農産物の提供拡大等環境にやさしい有機農業等の更なる推進を図ること。
- (10) 農業農村支援センターの改組の成果と課題について検証し、技術職員の確保や普及機能の維持、充実を図ること。
- (11) 県内漁業の振興を図るため、県内観光業や小売店等と連携して、信州サーモン、信州大王イワナ等のオリジナル品種の普及に努めること。また、漁業資源維持・生態系維持の観点からカワウ等の鳥や外来魚の駆除に努めること。

林務部

[施策の方向性]

昨今の気候変動により災害が激化している現状から、森林の持つ多面的機能が重要視され、環境にも配慮した施策の展開が全庁的に行われている現状に鑑み、持続可能な森林・林業体制の構築とともに、2050ゼロカーボンに向け、全県を牽引する施策の展開に努めること。

[個別施策]

- (1) 「森林県から林業県」への移行を推進するべく、森林経営管理制度の効果的な運用に向けて、市町村と連携・支援の強化を図るとともに、「森林環境譲与税」や「森林づくり県民税」の活用を図ること。また、その際には森林の持つ国土保全・環境維持・生物多様性維持機能や災害・地球温暖化防止の観点に留意し、事業が着実に推進されるよう十分な予算措置を講じること。
- (2) 最終年度となる「森林づくり県民税」は、目的税としての検証を行うとともに、本来の目的である「みんなで支える里山整備事業」を当初の目標に沿って実施すること。
また、搬出間伐においても「森林づくり県民税」の活用をより推進し成果につなげること。
- (3) 森林経営計画策定のための支援を行うとともに、その根幹となる森林の集約化と、境界明確化事業及び、搬出のための林道・作業道等の路網整備を行うこと。
- (4) 大北森林組合の補助金不適正受給事件については、組合の健全運営について引き続き指導を行うとともに、返済が計画どおりに行われるよう厳格な債権管理に努めること。また、県政への信頼回復に対して常に高い意識を持ち、県民への情報開示に努めること。
- (5) 松枯れやナラ枯れなどの森林病害虫対策については、更なる推進を図ること。
また、主伐・再造林を確実に行うとともに、市町村との協働による総合的対策を講じ、県民の高いニーズに応えられるよう予算措置をすること。
- (6) ウッドショック後の県産材の積極的な利活用推進に向け、川上から川下までのネットワークの構築を支援すること。
また、木質バイオマス発電や、木質ペレットの有効活用、薪ストーブ等の導入に対して積極的に支援し、間伐材や松枯れ枯損木の有効活用を推進する施策の周知と普及を推進すること。
- (7) 「信州F・POWERプロジェクト」が本県の健全な森林づくりに貢献し、県内林業の振興に資する事業となるよう、製材部門では幅広い視点に立った製品開発と販路開拓推進に向け、県の指導・助言を強化すること。また、木質バイオマス発電では、県内からの安定的な燃料確保に努めること。
- (8) 「森林（もり）の里親促進事業」などを通じ、下流域行政体や先進企業などが

「山」や自然豊かな「木」の文化を理解し、森林整備の必要性の認識を高める中で、整備促進に協力が得られるよう積極的に取り組むこと。

- (9) 林業労働者の就業支援に取り組み、「高性能林業機械」の導入や魅力ある職場環境整備、スマート林業の更なる推進のための施策により、林業大学校生をはじめとした就業希望者の夢が実現できる事業体育成に努めること。また、高性能林業機械の導入については、補助要件の緩和と予算の増額を国に対して求めること。
- (10) 野生鳥獣対策を促進するため、有害鳥獣捕獲従事者の狩猟免許の取得・更新手続きの簡素化や経費負担軽減対策を講じ、更なる担い手確保に取り組むこと。また、猟銃やわなの適正な取り扱いの習得や技術の向上が図られるよう、若年狩猟従事者の育成に努めること。
- (11) 原発事故を踏まえ、山菜・野生きのこ等の放射線量測定を引き続き実施し、安全確保対策を行うこと。

5 危機管理建設委員会

危機管理部

[施策の方向性]

新型コロナウイルスは感染力の強い変異株が次々と出現し、未だ収束の目途が立っていない。今後一層その収束に向け対策を施し、一刻も早く、コロナ禍前の生活に戻ることができるよう諸施策を推進すること。また近年、毎年のように発生する豪雨等による自然災害に際し、地域住民が未然に避難できる防災・減災対策の推進を図ること。

[個別施策]

- (1) 近年、豪雨等により各地で想定外の災害が発生しており、市町村や関係団体、NPO等との連携強化に努め、ハザードマップや「広域受援計画」、「地域防災計画」の見直しを行うこと。さらに、ハザードマップ運用などのソフト対策、ライフラインに係る安全対策、技術職などの職員体制について十分な対応を図ること。
- (2) 「長野県広域受援計画」を踏まえ、市町村受援計画の策定に向け、全市町村との連携・支援を一層強化すること。

- (3) 浅間山や御嶽山など活火山の監視体制の強化と気象庁の観測情報を的確に捉え、地元自治体と危機感を共有し、より実効性のある火山防災体制を国等とともに早急に構築すること。
- (4) 本年8月・9月の豪雨災害における初動期から応急期を振り返り、市町村及び広域的連携の中で検討を深め、今後の防災・減災に着実につなげること。また、災害時の逃げ遅れゼロを目指し、県民のマイタイムライン作成を市町村と連携して支援すること。
- (5) 災害時における障がい者や高齢者など社会的弱者への警報システムの整備を促進するとともに、「要配慮者防災・避難マニュアル」を常に市町村と共有し「個別避難計画」の作成を支援するなど、初動対応に万全を期すこと。また、あらゆる災害に対し対応シミュレーションを想定し、それらに応じた訓練を実施すること。
- (6) 燃料、飲料水、非常食、避難所用品、コロナ対策用品等災害備蓄品の安定確保に努め、市町村とのすみわけを明確に行うとともに、常にそれぞれの保有数量等を確実に把握しておくこと。
- (7) 米軍機の低空飛行訓練について、引き続き関係省庁及び米軍に対し県民の不安を払拭するよう要請すること。
- (8) 近隣県の原子力発電所災害に備え、北陸電力志賀原子力発電所とも通報協定を結び、引き続き関係電力会社及び関係自治体と緊密な連携を図ること。
- (9) 「消防団活動協力事業所応援減税」や「信州消防団員応援ショップ推進事業」の一層の充実を図るとともに、消防団員の訓練機会等のあり方について県も積極的にかかるなど、団員確保の支援に積極的に取り組むこと。
- (10) 消防防災ヘリコプターのパイロット等隊員の定員確保を図り、広域連携のあり方を検討し、より安全な消防防災航空体制を構築すること。また、全国的に自治体職員パイロットの減少が危惧されていることから、国に対して、財源措置のみならず早急にパイロット養成システムの構築を図るよう要望すること。

- (11) 災害により避難が必要になった際、コロナ感染での自宅療養者の避難が円滑に行われるよう市町村との情報共有を早急に進めるとともに、市町村との協働で自宅療養者のための避難所確保に努めること。

建 設 部

[施策の方向性]

県民の命と暮らしを守り、令和元年東日本台風災害や令和2年7月及び本年8月・9月の豪雨災害等を踏まえた防災・減災対策の推進を図るため、十分な予算を確保するとともに着実な執行に努め、災害に強い県土づくりを進めること。

また、過去の緊急合同点検による通学路の交通安全対策に加え、改めて行った緊急合同点検結果の速やかな交通安全確保対策を推進すること。併せて、担い手である建設産業の持続発展に努めること。

[個別施策]

(1) 千曲川・犀川・天竜川のいわゆる「中抜け区間」を解消し、国による流域一貫管理を引き続き国に強く要請すること。また、「信濃川水系河川整備計画」については、令和元年東日本台風災害をはじめ近年頻発する豪雨災害などに対応する計画の策定と迅速な実施を国に改めて要請すること。

(2) 「信濃川水系緊急治水対策プロジェクト」の早期実現に向け、引き続き国・市町村及び新潟県とも連携して全力で取り組むこと。

(3) 近年の気候変動による影響を踏まえ、改めて県管理河川の内水対策や治水安全度の向上について検討を加え、老朽化した橋梁の架け替えを含め統一的な整備方針を策定し更なる安全度向上に努めること。

また、県管理河川の河道内浚渫及び河川内雜木の除去を引き続き推進し、災害に強い県土づくりを図るとともに、県有排水機場の維持管理や排水ポンプ車の整備に徹し、安全対策の徹底を図ること。

(4) 近年頻発する大規模災害からの復旧・復興にあたっては、従来の現状復旧のみならずビルド・バック・ベター（より良い復興）を基本とし、安全度の高い県土づくりに努めること。

(5) 県内全域において、地震や風水害による土石流・洪水など自然災害発生時の初動対応に市町村との緊密な連携のもと万全を期すこと。また、豪雪時にあっては、「異常豪雪時対応計画」の着実な実行により、迅速で的確な除排雪対応を図ること。

- (6) 生活関連道路や緊急輸送路の整備促進を図ること。また、改めて行った通学路の緊急合同点検で改修等が必要とされた危険箇所について、ガードレールやポールの設置等軽微な措置にとどまらず根本的な対策も十分検討のうえ早期に対処し、子どもたちの安全と安心を確保すること。
- (7) 道路・橋梁などインフラの長寿命化対策については、近年頻発する災害に十分対応できるよう計画の前倒しを図るなど積極的に取り組み、道路沿線の維持修繕は、倒木防止策などを含め県民要望に対応できるよう、引き続き予算を増額して実施すること。
- (8) 熱海市で発生した大規模な土石流災害に関連し、違法と思われる盛土が指摘されていることから、県内で緊急に行った点検結果を踏まえ、災害防止のための新たな条例制定に早期に取り組むとともに、国に対し、盛土規制に関する法律の制定を働きかけること。
- (9) 少子高齢化や人口減少が進展する中、歩いて暮らせる「まちなか居住」の拡大を図るため、都市計画道路の見直しを進め県内の用途地域内都市計画道路の現況整備率51.7%の底上げを図ること。
また、低炭素な暮らしを実現するためのモデルとなるグリーンインフラ整備に対し、当該市町村への財政支援を検討すること。
- (10) 県営住宅の省エネルギー化に向けては、新たな基準の設定や再生可能エネルギー導入が検討されているところであり、他の県有施設とともにゼロエネルギー化を目指し取り組むこと。
- (11) 策定中の「信州型健康ゼロエネ住宅（仮称）指針」について、名実ともに「林業県長野」を実現するため県産木材利用100%を目指すものとし、事業の県民理解を得つつ地域工務店をはじめ関連団体等が機能しうる支援策を推進し県内経済循環の高揚に資すること。
- (12) 建設労働者の処遇改善に向けて、建設キャリアアップシステムの周知及び標準見積書の活用促進の周知徹底を図ること。

6 環境文教委員会

環境部

〔施策の方向性〕

「長野県ゼロカーボン戦略」を県民に周知し、県民・事業者の具体的な行動を起こすための施策を展開するため市町村との連携を図るとともに、関係部局における取組の見える化を図ること。特に温暖化の具体的事実とその影響がどのようなものなのか、繰り返し周知を図ること。また、生物多様性の保全や水・大気等生活環境の保全について、県民への啓発や必要な人材の育成・確保に努め、持続可能な循環型社会形成について県民の合意形成を図ること。

〔個別施策〕

- (1) 「環境のためになること（環境に配慮した暮らし）」を実行している人の割合を、早期に100%に引き上げることが「2050ゼロカーボンの実現」に欠かせないことから、県民参加による環境保全の取組の強化を図ること。特に、県内大学との連携を活用するなど若年層の参加を促すこと。
- (2) 地球温暖化対策については、省エネの推進と再エネ導入のインセンティブ創設について自然エネルギー推進事業と連結するなど、「環境エネルギー地域社会」の形成にすべての県民や事業者が関与できる具体的な仕組みづくりを進めること。また、県有施設のゼロエネルギー化を加速し、そこで得られた知見をもとに、住宅等のゼロエネルギー改修のモデルづくりに取り組むこと。
- (3) 河川環境基準や湖沼環境基準が未達成の状況にあることから、排出源の監視・指導を強化すること。また、諏訪湖の水質改善については、「諏訪湖環境研究センター（仮称）」を拠点として市民参加による取組も織り交ぜ、「諏訪湖創生ビジョン」を着実に推進すること。
- (4) 市町村等が行っている水道事業の持続可能な経営に向け、市町村等との連携を強化し企業局が持つノウハウも活用しながら、水道事業の広域連携推進を図ること。また、水道事業については民営化を行わないよう指導すること。
- (5) 希少動植物の調査については、ボランティア依存では限界があることから、必要な人材の育成・確保に努めること。また、希少動植物への地球温暖化の影響についても評価し、対策を講じること。一方で、特定外来生物の駆除への支援を行うこと。
- (6) コロナ禍の影響で山小屋の経営が苦境に陥っていることから、登山道の整備につい

て、県が主体的に取り組むなど抜本的な対策を講じること。

- (7) 「信州プラスチックスマート運動」については「エシカル消費」推進との連動を図り、海洋プラスチック問題についての啓発を進めるとともに、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、プラスチック資源循環等の取組を促進するため、国に対して財政措置を求めるこ。
- (8) 1人1日当たりの一般廃棄物排出量の抑制については、市町村との連携強化を図るとともに、独自の「ごみ減量」等に取り組む市町村への支援を行うこと。
- (9) 周辺住民の生活環境保全を図るため、産業廃棄物処理施設への立ち入り検査、監視指導を徹底して行うこと。また、市町村との連携により不法投棄や野積みを防止すること。
- (10) 「信州スマートムーブ通勤ウイーク」の実施にあたっては、定着した取組となっていない現実を直視し、県民への周知を図るとともに、参加市町村を増やす施策を講じること。
また、企画振興部と連携して地域公共交通機関等の利用促進運動を強化すること。

教育委員会

[施策の方向性]

児童・生徒一人ひとりへの個別最適化を進めるため、義務教育にあっては30人規模学級を堅持するとともに、高校教育においても「未来の学校」実践校における研究成果を高校再編に合わせ具体化すること。

また、教員の多忙化を解消する取組を進め、児童・生徒に向き合う時間の十分な確保に努めるとともに、不登校・いじめ問題や子どもの貧困対策については、校長を中心とする管理職のマネジメント能力の向上やSC・SSWの配置拡充、市町村教育委員会との連携による「支援の輪」づくりを推進し、困難を抱える児童・生徒やその保護者に寄り添った支援を行うこと。

ICT活用にあたっては、実効的な取組になるよう、専門人材確保や環境整備等に万全を期し、十分な予算を確保すること。

[個別施策]

- (1) 教員の非違行為根絶に向け、教員採用選考のあり方検討や管理職の管理能力向上においては、民間における取組等も参考に改善を進めること。また、教員研修については、研修権限を持つ長野市・松本市の両中核市とも連携して対応し、非違行為根絶を図ること。
- (2) スクール・サポート・スタッフや部活指導員の配置拡充に引き続き努めること。
- (3) 全国学力・学習状況調査の結果を分析し、学力向上を図るうえで必要なデータの蓄積を行うとともに、授業改善に結びつけること。また、教科ごとに改善事例の共有を図ること。
- (4) 不登校児童生徒に対する支援においては、アウトリーチの積極的な実施やオンライン授業等ICTを活用した家庭学習の充実を図ること。指導要録上の出欠の取り扱いについては、フリースクールの教育内容等を把握し、市町村教育委員会と連携して学校長が適切に判断できるよう努めること。
- (5) 中学校の特別支援学級における教科指導の充実を図り、生徒や保護者の希望する進路実現に努めること。また、発達障害に対応する通級指導教室の地域の実情に合わせた増設を引き続き進めること。
- (6) 児童・生徒の体力・運動能力向上のための「長野県版運動プログラム」の一層の普及・定着に努めること。また、教育委員会サイトに掲載されている運動プログラム動画を、県民が活用できるよう整備と周知に努めること。
- (7) 学校給食における地産地消や有機給食を進め「おいしい信州ふーど」を取り入れるなど、長野県らしい食育の推進を図るため、市町村教育委員会への的確な支援を行うこと。
- (8) 「高校改革～夢に挑戦する学び～」の実施にあたっては、旧通学区ごとの地域の協議会での議論、新校再編実施計画懇話会での地域や関係者との意見交換内容を「再編実施計画」に的確に反映させることにより、地域が望む高校教育の具体化に努めること。
- (9) 県立高校の実習室等へのエアコン設置については、必要性の高い教室から早急に実

施すること。

- (10) 「新たな入学者選抜制度」の策定にあたっては、すべての子どもを平等に、適切に評価し、これから時代にふさわしい制度となるよう進めること。また、関係者の理解を得るため、丁寧な説明を行うこと。
- (11) 高校の探究的な学びを充実するためにも、正規の図書館司書の計画的配置を進めるここと。
- (12) 選挙権年齢が18歳に引き下げられて以降、10代の投票率が低迷している状況にあることから、主権者教育の一層の推進を図ること。
- (13) コロナ禍において教育格差が拡大している状況があることから、すべての児童・生徒が I C T 活用可能となる環境を整えるとともに、高校においても生徒1人1台のタブレット P C 等の配備を公費により実施すること。また、効果的な I C T 教育を実現するため、I C T 支援員の大幅な拡充を図ること。
- (14) 特別支援学校の自立活動担当教員の不足解消に向け、計画的な増員に取り組むこと。松本養護学校・若槻養護学校の整備基本方針策定にあたっては、国が策定をした特別支援学校の設置基準に従って進め、早期に建て替えること。
- (15) 特別支援学校における医療的ケアを必要とする児童・生徒の増加に対応するため、看護師資格を有する職員の増員を、会計年度任用職員も含め、進めること。
- (16) 特別支援学校の外部委託によるスクールバス運用においては、安全性の確保に十分な配慮を行うとともに、運用状況の検証に努めること。
- (17) 文化財保護予算の拡充を図るとともに、県指定文化財の保全のための個々のカルテ（劣化度等）を作成のうえ計画的な修繕を行うこと。
- (18) 新たな公文書管理制度の的確な運用を図る観点から、県立歴史館の公文書館としての機能を向上させるため、職員の配置等必要な人材の育成・確保に努めること。また、古文書の収集、整理についても十分な予算を確保すること。戦後の長野県史編纂を早急に始めること。